

障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定（もにす認定）に伴う認定通知書の交付を行いました。

令和2年4月より「障害者雇用の促進等に関する法律」に基づく「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）」が創設されています。

令和8年4月28日、木場公共職業安定所管内（江東区・江戸川区）の事業所が「もにす認定企業」として認定され、令和8年5月29日に事業主に対して認定通知書を交付いたしました。

【認定事業主】

■株式会社博報堂DYアイ・オー（江東区）

博報堂DYアイ・オーは、Input/Outputの頭文字からネーミングされているように、入力・出力・確認の作業から始まりました。障害の有無に関わらず「正確性」と「チームワーク」で協働する会社です。

共に働く人々の個性を認め合い、自律的・主体的に変化へ対応することで、多様な社員が安心して長く働き続けられる会社を目指しています。

今回、当所管内（江東区、江戸川区）では6社目の認定通知となります。今後、より一層本制度の周知啓発に努めますので、中小事業主の皆様の認定申請をお待ちしています。

【お問い合わせ先】

ハローワーク木場 雇用指導コーナー TEL：03-3643-8625



共に進む（ともにすすむ）という言葉に由来し、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待し、名付けられたものです。

■「もにす認定制度」とは（厚生労働省 HP）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>

■東京都内のもにす認定事業所一覧（東京労働局 HP）

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/newpage_00603.html